

守口市立小中学校 LED 照明設備賃貸借 仕様書

委 託 名 : 守口市立小中学校 LED 照明設備賃貸借

1 目的

守口市立学校 12 校において、既設の照明器具を LED 照明器具に交換することで、温室効果ガスの排出量の削減を図るとともに、消費電力の抑制、維持管理の削減を図ることを目的とする。

2 概要

(1) 対象建物

No.	名称	住所	電話番号
1	守口市立庭窪小学校	佐太中町 1-6-10	6901-2369
2	守口市立錦小学校	寺方錦通 2-8-45	6998-3661
3	守口市立金田小学校	金田町 3-11-11	6901-6667
4	守口市立梶小学校	梶町 4-79-12	6902-8300
5	守口市立藤田小学校	藤田町 1-58-18	6903-2321
6	守口市立八雲東小学校	八雲東町 2-77-7	6909-3221
7	守口市立佐太小学校	佐太中町 6-11-51	6902-1171
8	守口市立第一中学校	竹町 12-29	6991-0680
9	守口市立庭窪中学校	佐太中町 4-1-7	6902-6951
10	守口市立梶中学校	梶町 4-28-5	6902-0813
11	守口市立大久保中学校	大久保町 4-23-46	6902-1161
12	守口市立錦中学校	南寺方東通 4-1-31	6998-6610

(2) 賃借物品

- ア LED照明本体及び付属品
- イ 設置作業及び設置作業に必要な資材
- ウ 撤去した既存照明器具の運搬及び廃棄
- エ 賃貸借開始後の維持管理

(3) 数量及び設置場所

施設ごとに別紙 1 「LED照明仕様一覧表」(以下、別紙 1) を基に積算すること。

(4) 設置期限

令和 8 年 3 月末日

※半導体資材不足などの市場環境に影響を受け、やむを得ず設置期限の延長が必要となる場合は、工事期間中に発注者に申し出て協議のもと決めるものとする。

※設置が完了した日から履行開始日の前日までの期間を正式な運用に向けた試用期間として設定し、履行開始日から運用を開始するものとする。

(5) 賃借期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日 (10 年間)

※やむを得ず設置期限を延長した場合は、発注者と協議の上で賃借契約開始月を決め

る。

(6) 賃借契約期間満了時の取り扱い

賃借期間満了後は、発注者へ無償譲渡するものとする。

3 履行内容

(1) LED 照明器具（物品）及び設置に必要な付属品一式の調達

LED 照明器具及び光源は、未使用品であること。

(2) 既設照明設備の撤去、処分

(3) LED 照明の設置作業

(4) 賃貸借開始後の賃借物品の維持管理

4 照明器具（物品）仕様

(1) 共通

ア LED 照明は、別紙 1 に示す仕様を満たすものを調達すること。

定格光束(1m)は規定値以上、消費電力(W)は規定値以下での応札は認める。落札後、発注者より要求があった際は、設置前に設置予定品が当仕様の条件を満たしている事を示すカタログや仕様書を提出し発注者の承認を得ること。

交換方式に関しては別紙 1 の交換方式の通りとする。

Ⅰ) 石綿工事に係る場合、「みなし」として施工を行うこととする。またその際に発生した費用は原則、受注者負担とする。ただし施工方法は別途市と協議を行うこと。

Ⅱ) ベースライト形、ダウンライト形、高天井形の LED 照明は、日本照明工業会が HP で公表する JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」それぞれに登録対応器種を持つメーカーの製品とすること。(公共施設用照明器具に器種設定のない種類の LED 照明についても、同様とすること)。

ウ 光源 (LED) 寿命は、40,000 時間以上の製品とする。

エ 照明器具等は、ISO9001 (品質) の認証取得工場で製造していること。

オ 照明器具等は、ISO14001 (環境) の認証取得工場で製造していること。

カ 別紙 1 に調光の指定のある教室に関しては ICT 授業を行うことを想定し、無線での調光が可能であること。仕様は下記のとおりとする。

Ⅰ) スイッチによる簡易的な操作が可能であること。(リモコンでの操作については操作時間・紛失の恐れ・管理面・運用面の観点から不可)

Ⅱ) 上記スイッチに関して、維持管理の観点より電池式は不可とし、常時給電とすると。

またスイッチにより回路ごとの ON/OFF、調光がワンタッチで可能なこと。回路分けについては落札後発注者と別途協議の上実施すること。

Ⅲ) 現場の要望に応じて既存回路に関係なく 4 シーン以上の対応が可能であること。

キ 照明器具には、当契約の賃貸借物品であることを表記したラベル等を付し、仕様については落札後に発注者と協議の上決定すること。

ク 学校保健安全法第 6 条第 1 項に規定する学校環境衛生基準により定められた照度を満たすよう LED 照明器具を設置すること。

(2) ベースライト形

ア 光源 (LED) 寿命は、40,000 時間以上の製品とする。

(3) 直管型 LED ランプ

- ア ランプに電源を内蔵した製品とすること。
- イ 既存安定器をバイパスし、直接ソケットに給電するよう改修し、LED ランプを設置すること。また、正常かつ安全に使用するために必要な調整及び工事をする。また安定器は残置すること。
- ウ 既設安定器のバイパス（切離し）を必要としない直管型 LED ランプは不可とする。
- エ 導入される機器について、JLMA301:2020 AC 直結 G13 口金直管 LED 光源安全規格に適合した機器の使用も可とする。同製品を導入する場合には、AC 直結 G13 口金直管 LED 光源に対する追加要求事項も順守すること。

(4) その他

照明器具は、納品前に納入仕様書を提出し、発注者の承諾を得ること。仕様書を満足しない場合、契約不履行となることから留意すること。また、その際仕様について、発注者より追加要望等がある場合は協議を行うこと。

5 工事（設置）仕様

- (1) 契約後、速やかに工事計画書（工程表、作業体制、安全管理計画等）を提出し、発注者の承諾を得ること。
- (2) 設置前に現場調査・回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。調査等において仕様書との相違を発見した場合には速やかに発注者へ報告し、内容について協議すること。
- (3) 設置作業に使用する雑材は全て新品とする。
- (4) 作業範囲は養生すること。また必要に応じて、通路や資材置場なども各部養生すること。
- (5) 設置作業にあたっての安全管理については、事前に打合せを行い、落札事業者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
- (6) 設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施し、その範囲については発生時に協議の上決定すること。
- (7) 吊り下げ器具（吊りボルト等）に関しては原則直付器具に変更すること。その際石綿工事に係る場合、「みなし」として施工を行うこととする。またその際に発生した費用は原則、受注者負担とする。ただし施工方法は別途市と協議を行うこと。
- (8) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。
- (9) 搬入・搬出経路については、施設管理運営上の支障に留意し、発注者の承諾を得ること。
- (10) 作業車、運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の対象施設敷地内における必要な場所の確保については、事前に発注者の承諾を得ること。
- (11) 設置作業は基本的に閉庁日・閉館日とし、作業時間は落札後に発注者と協議する。ただし夜間作業となることも想定して応札とすること。
- (12) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを書面にて報告すること。
- (13) 撤去した既存照明器具については、落札事業者で処分するものとする。
- (14) 撤去した照明器具等については、関係法令を遵守し、適正に処理すること。
- (15) 本仕様書に記載しない事項については、公共建築(改修)工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版／国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修により補完する。
- (16) 設置作業に関して本仕様書に明記のない事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。
- (17) 高所に設置するLED照明器具については、安全対策として落下防止措置（ワイヤー等）を行うこと。

6 物品の保守等

- (1) 保証期間は賃貸借満了までとし、その間に生じた不点灯や不具合等に係る費用（器具交換、部品交換、出張料金等）は落札事業者の負担とする。保証期間経過後の費用は発注者の負担とする。但し非常灯のバッテリーの故障など、一般的に消耗品としての扱いに当たるものに関しては、メーカーが定める保証期間内においての保守とする。
- (2) 設置作業終了後、不点灯や不具合等が発生した際の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出すること。

7 物品の移動等

- (1) 発注者が照明器具の設置箇所を変更するときは、発注者の負担により物品の取外し、設置・調整を行うものとする。
- (2) (1) にあたり、機器の取外し、設置・調整に必要な情報を落札事業者は発注者に提供するものとする。

8 支払条件

リース料は、契約書に基づき、四半期払いとする。

受注者は、請求月毎に請求書を発注者に提出するものとし、発注者は当該請求書を受理した日から 30 日以内にリース料を支払うものとする。

9 その他、特記

- (1) 賃貸借期間の開始は、2（5）の注意書きのとおり、設置した箇所から順次、器具の仮使用を認めること。
- (2) 設置する照明器具は、器具の製造上の欠陥があった場合の対応リスクを減らす観点等から、複数の製造企業の製品を組み合わせることも可能とする。
- (3) 落札事業者は動産総合保険に加入することとし、万が一、事故が発生した場合は速やかに損害をてん補するものとする。動産総合保険の費用については、賃借料に含めるものとする。
- (4) ランプ交換による既存ソケットの破損によって生じた損害は、落札事業者が対応するものとする。
- (5) 設置作業に必要な電力やトイレ・水道等の設備は無償で利用できるものとする。

提出書類

受注者は取替工事にあたり、以下の書類を発注者に提出すること。

番号	提出書類	提出時期
1	施工計画書（作業員名簿・施工体制図）	工事着工前
2	実施工程表	工事着工前
3	機器構成一覧表	工事着工前
4	機器仕様書	検査時
5	工事写真（施工前、施工後）※撮影箇所は協議	検査時
6	絶縁抵抗値結果（施工前、施工後）	検査時
7	廃棄物マニフェスト	検査時
8	アフターフォロー体制表	検査時

別紙3 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			発注者	受注者
共通	制度の変更	法令・許認可の変更	○	○
	調達価格の高騰	リース物件等の調達価格の高騰		○
	金利の変動	金利の変動		○
	リース期間満了前の事業の中止	施設廃止など発注者の責・都合によるもの	○	
		受注者による事業撤退、破綻等によるもの		○
設置段階	敷地等の提供	施設運営に支障のない範囲内での施設敷地等の資材置場としての提供	○	
	資材の管理	施設敷地内等に資材置場を設けた場合の仮置きした物品・資材の管理		○
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	安全性の確保・環境の保全	設置作業における安全性の確保及び環境保全		○
	第三者賠償	設置作業に起因する第三者への損害に対する賠償		○
	工事費増大	受注者の指示・判断によるもの。 受注者の判断の不備・施工不良によるもの		○
		発注者の指示・判断による仕様変更によるもの	○	
	性能	仕様不適合（施工不良を含む）		○
	リース物件の損傷・障害	リース開始前におけるリース物件に生じた損傷・障害の内、発注者の過失に起因するもの	○	
		リース開始前におけるリース物件に生じた損傷・障害の内、上記以外のもの		○

維持管理関係	市有施設の損傷	設置作業に起因して施設に生じた損傷		○
	工事遅延・未完工	発注者の責による設置の遅延・未完工によるリース開始の遅延	○	
		受注者の責による設置の遅延・未完工によるリース開始の遅延		○
	保険	リース期間におけるリース物品の保守・保証に係るリスクを保証する保険		○
	リース物件の日常管理	リース物件に関する日常的な維持管理	○	
	安全性の確保・環境の保全	受注者がリース物件の保守・保証等のために行う現地での維持管理作業における安全性の確保及び環境保全		○
	第三者賠償	受注者がリース物件の保守・保証等のために行う現地での維持管理作業を原因として生じた第三者への損害に対する賠償		○
		リース物件の脱落・落下（発注者の責によるもの及び施設の瑕疵に起因するものを除く）、仕様不適合（施工不良を含む）、製品不良に起因する第三者への損害に対する賠償		○
	リース物件の損傷・障害	リース期間中におけるリース物件に生じた損傷・障害の内、発注者の過失に起因するもの	○	
		リース期間中におけるリース物件に生じた損傷・障害の内、受注者の責及び製品不良によるもの		○
		リース期間中におけるリース物件に生じた損傷・障害の内、落雷等の受注者の責及び製品不良によらないものの内、動産総合保険の保証範囲内のもの		○
		上記３項目以外であって天災等の不可抗力に起因するもの	○	○
	市有施設の損傷	受注者がリース物件の保守・保証等のために行う現地での維持管理作業に起因して施設に生じた損傷		○
		リース物件の不具合、施工不良、製品不良に起因して施設に生じた損傷		○